

全員協議会次第

令和7年12月9日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)

小林事務局長

2. 挨拶

細谷議長

3. 協議事項

- 1) 令和8年度の学校給食費の改定について
- 2) 第3次三芳町地域福祉計画(案)について
- 3) 三芳町未来創造拠点施設の設置及び管理に関する条例(案)について
- 4) 意見書の調整について

4. 報告事項

- 1) 総務常任委員会
- 2) 議会広報広聴常任委員会
- 3) 議会運営委員会

5. その他

6. 閉 会 (13:51)

桃園副議長

令和7年12月9日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	吉村美津子
議員	光下重之	議員	池上義典
議員	細田三恵	議員	小松伸介
議員	牛丸藍子	議員	菊地浩二
議員	増田磨美	議員	本名洋
議員	長野真寿美	議員	林善美
議員	内藤美佐子		
議長	細谷光弘	副議長	桃園典子

欠席議員

なし

説明者

教育委員会 教育課長	渡邊重樹	教育委員会 学校課 主任	石坂和希子
教育委員会 給食センター 事務一長	三澤孝広	教育委員会 給食センター 主任	山下俊充
福祉課長	西山大介	福祉課 副課長	伊藤博美
福祉課 主任	細野良太	施設管理 課長	古山智志
施設管理 課主任	郷間成	施設管理 課主任	森卓哉

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	小林豊明	事務局 書記	山田亜矢子
------	------	-----------	-------

◎開会の宣告

○事務局長（小林豊明君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（小林豊明君） 開会に当たりまして、細谷議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（細谷光弘君） 皆さん、おはようございます。本日もお忙しいところ、定例会開催中にもかかわらず全員協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

昨夜11時15分、青森県東方沖を震源とする最大震度6弱の地震が発生いたしました。今朝のニュースではまだ亡くなられた方はいらっしゃらなかったようだったので、まずは安堵しておりますが、この寒さの中で避難所に行かされている皆様にお見舞い申し上げます。

今回は、マグニチュード7.5の地震ということで、北海道・三陸沖後発地震注意情報というのが初めて発令されました。マグニチュード7以上の地震の後に大地震につながる確率は100回に1回ということをご存知の通りですが、引き続き注意が必要な状況だと思いますので、どうか大きな被害にならないように祈るばかりでございます。

さて、日曜日には、令和7年度三芳町モルック大会が、昨日もお話したのですが、開催されました。24チーム参加の中、議員チームが2チーム出場いたしまして、そのうち1チームが見事6位に入賞いたしました。その商品の一部は皆様のレターケースにお配りさせていただいております。

また、皆野町からもご参加いただきまして、大変盛り上がった大会となりました。ぜひ来年も皆様、さらにほかの方にも参加していただければなというふうに思っております。

午後には、車人形の公演にも参加いたしましたが、毎年すごいレベルが上がっていきまして、プロ並みというか、当然プロの方もいらっしゃるのですが、素晴らしい内容でした。ぜひ来年皆様にも、まだ見ていない方がいらっしゃったら、ご参加いただければと思います。

また、全然関係ないといえば関係ないのですが、今月22日に三芳中学校にてキックボクシング世界チャンピオンの瀧澤博人さんという方が講演をなさるそうなのですが、私、この方が高校生の頃から家族で知り合いでございまして、ぜひ議員の方にも聞けないかというようなお話を聞いたのですが、残念ながら議員の方には難しいということでしたので、先日も西武文理大学や所沢市の富岡中など、いろいろなところで講演されていますので、もし機会があれば、ぜひ素晴らしい方なので、お聞きいただければと思います。

本日は協議事項といたしまして、3件の案件と意見書の調整、また報告事項もでございます。今年最後の全員協議会となりますので、今年1年間、至らぬ点多かったと思うのですが、皆様のご協力に感謝を申し上げて、朝の挨拶とさせていただきます。本日もよろしくをお願いいたします。

○事務局長（小林豊明君） ありがとうございます。

◎令和8年度の学校給食費の改定について

○事務局長（小林豊明君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、細谷議長、よろしくお願いいたします。

○議長（細谷光弘君） それでは、協議事項の1番なのですが、令和8年度の学校給食費の改定についてということなのですが、こちらの説明は課長ですか、学校教育課長、お願いします。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） おはようございます。

それでは、この場をお借りいたしまして、学校教育課、給食センターより学校給食費の改定予定につきましてご説明させていただきます。

小中学校における児童生徒の給食費についてですが、令和8年度より改定していきたいと考えておりますので、この後、詳細について担当主幹よりご説明申し上げます。

○教育委員会学校教育課学務担当主幹（石坂和希子君） 学務担当主幹の石坂と申しますよ。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして、令和8年度の学校給食費の改定案についてご説明をさせていただきます。

まず、現在の学校給食費につきましては、1食単価が小学校で251円、中学校で291円となっております。こちら下段の改定後の学校給食費案といたしまして、小学校は313円、中学校で363円と、それぞれ25%値上げをしたいと考えております。

こちらを月額で換算いたしますと、現行で小学校4,400円、中学校5,100円のところ、小学校で月額1,100円、中学校で月額1,300円増額し、小学校では改定後に5,500円、中学校6,400円といたしまして、年額に換算いたしますと、小学校現行で4万8,400円のところを1万2,100円増額して6万500円、中学校で5万6,100円のところを年額で1万4,300円増額して7万400円としたいと考えております。

なお、下段の米印にありますとおり、令和8年度につきましては、保護者負担額を価格を据え置きまして、差額につきましては、国の交付金などを活用して公費で賄うことを検討しております。

私からの説明は以上です。

続いて、給食センターのほうから改定理由について説明をさせていただきます。

○議長（細谷光弘君） 給食センター主幹。

○教育委員会教育総務課学校給食センター主幹（山下俊充君） おはようございます。教育総務課内の学校給食センター副所長の山下と申しますよ。よろしくお願いいたします。

改定理由につきまして、ご説明いたします。令和3年度から現在まで学校給食費を変更することなく提供を続けてまいりました。給食の量、質を十分に満たし、旬の食材を用いたり、それから旬の食材の配慮、地元野菜を使うなど配慮してまいりましたが、食材費の高騰に見合った価格の改定の必要があると今は考えております。

①にありますとおり、令和7年11月時点で1回当たり、これは1日当たり約3,000食の給食を作る、その費用に約96万円かかっておりまして、これは1食当たりの単価に置き換えると、現行より25%価格が上昇しているということが分かりました。

続いて、②になります。食材費は主食費から牛乳代までほぼ全ての品目で値上がりしていて、野菜も天候不良などにより野菜高騰などもしております。下の表の上のところにあります1食当たりの単価について、令和3年度と令和7年度で小学校、中学校、1食単価それぞれ22%、あるいは21.8%の価格の上昇をしております。

それから、米飯代、牛乳代も同じように令和3年度に比べて22%、ごめんなさい。お米のほうは60%以上、牛乳は22%以上値上がりをしております。

それから、代表的な献立の1食当たりの単価の推移を見るとということで、先に説明してしまいましたけれども、5年前の令和3年度と現在を比較しているというのが、この下の表にあるのですけれども、令和3年度は賄い材料費と学校給食費がほぼイコールの状態でも運営できていたのですけれども、5年後の現在では補填率が令和7年度は今11.3%ということになっております。

ただし、この11.3%も、この書類を作成した令和7年11月時点のものになりますので、今後またちょっと変わるかもしれません。このような形で給食費のほうが高騰しているために学校給食費の値上げということを検討させていただいております。よろしく願いいたします。

以上でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） それでは、今のご説明につきましてご質問がある方は挙手をお願いしたいと思います。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。ご説明ありがとうございます。

改定理由のところ、令和7年11月時点で、ごめんなさい。つまり、先ほど山下主幹が、今後も値上がりする可能性もあるということをおっしゃいましたけれども、それを見込んで、現行より25%価格が上昇しますということなのではないでしょうか。それともここで言っている、11月時点で既に上がっているということなのではないでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 給食センター、山下主幹。

○教育委員会教育総務課学校給食センター主幹（山下俊充君） 山下です。お答えします。

11.3%は、この書類作成時でちょっと値上げを、ごめんなさい。一般財源や補正予算ですね、そういったもので補填をしているものになってくるのですけれども、実際に物価上昇が、この書類作成時点以降も、その影響が出ておまして、先ほど申し上げた1食当たり1回分の、1回当たり3,000食以上作る、その給食調理のための費用が、やはり補填率11.3%では足りない、やはり25%程度は必要になってくるという計算で、今推移しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

つまり、現状12月までの2学期で、物価高騰分を国の交付金で補填していますよね。それは正確には金額は覚えていないのですけれども、1,000万円に満たない額だったかなと思うのですが、この改定の上昇率というのは、今の現状よりも、さらに上がっているという、そういう金額になるのでしょうか。ここの25%増というのは。

○議長（細谷光弘君） 給食センター、山下主幹。

○教育委員会教育総務課学校給食センター主幹（山下俊充君） 山下です。お答えします。

25%は、先ほどの1回当たりの給食調理費用が大体96万円ぐらい最低ないと賄えないというところで考え

ている数字でありまして、令和7年度、これからの部分というのも、やはり同等な金額を要望したいというか、考えてはいるのですけれども、ただ年度も後半になりまして、例えばインフルエンザで休校になるとか、学校行事で給食を食べない日があったりとかということで、完全に25%まるっきりというよりは、若干下がってくると思うのです。

令和8年度の学校給食費の改定については、学校給食を193回、年間提供するのですけれども、その全部の回数を児童生徒の方、それから学校の先生とか、そういった方たちが食事をするのに満たされる数字が25%なので、ちょっと余談ですけれども、令和7年度の補填分というのをもし考えたときには、丸々25%ではなくなってくることが考えられます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

今の説明ですと、来年4月から小学校、中学校給食費値上げというふうに取れるのですけれども、国のほうでは、今はどこまで進んでいるか分からないのですけれども、小学生については、無償化していくというようなことがありますけれども、国の動向というのはどういうふうに捉えているか、お伺いします。

○議長（細谷光弘君） 学校教育課、石坂主幹。

○教育委員会学校教育課学務担当主幹（石坂和希子君） 学務担当主幹、石坂です。お答えいたします。

現在、国の小学校の無償化につきましては、国の制度設計がまだ明確でない情報です。一部報道によりますと、給食費の月額平均である4,700円、こちらを補填するというような報道も出ておりますが、まだ不確かな情報でございます。

ですので、当町といたしましては、引き続き国の動向などを注視して、当面は国の交付金の活用などによって、値上げ相当分については保護者負担の軽減を図る措置が適当であると考えているところでございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

今おっしゃったように国の動向というのは、まだはっきりは分からないということで、もしそれが可能になれば、小学生のほうの分は、町の支出はなくなるので、その分を中学生の給食費の分に振り当てて、中学生の給食費は安くすると、そういうことも考えていく必要があると思っておりますが、その辺はどうですか。

○議長（細谷光弘君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） 渡邊です。お答えいたします。

国の動向等を今見据えて取り組んでいるところですが、なかなかまだ制度設計というところで、どのような形になっていくかということが不確かな状況ではございます。しかしながら、やはり児童生徒にとって一番よりよい方向に進めればというふうに考えておりますので、いろいろな可能性を見据えながら検討を進めていければと考えております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 様々な物価で、みんな生活が厳しいというのはご存じのところなので、そういった、今、課長がおっしゃったような配慮をいろいろ考えていただければと思います。

学校給食センター長にお伺いするのは、そういった国が、こういうふうにしてくれればいいのですけれども、実際に個人負担もあるときに、やはり残さないで全部食べてもらえる、そういった工夫をしないと、せっかくお金を支出しても、やはり時間がなくて残すとか、そういうことに結びつくと、本当に気の毒なので、その辺、本当に子供たちが安心して食べられる給食について時間をやはり確保するという、そういう努力というのはしていただきたいと思いますが、どうですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） すみません。この議題とは、ちょっと違うような気がするので、ほかの質問に変えてください。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。説明ありがとうございます。

令和7年度において、一般質問等でもございましたけれども、食品の質や量が、やはりちょっと少なくなっている、質も悪くなっているのではないかというような声があった中で、三芳町は令和7年に補填金額1,700万円というお金は入れているのだけれども、令和7年からは、給食費は改定しなかったですね。

ほかのところを調べると、やはり物価が上がるところに合わせて、上げる費用を大きくしないように、毎年、毎年ちゃんと見直しているところってあるではないですか。うちは上げなかったことはいいことかもしれないのですけれども、今回令和8年から上げる金額が、ほかのところよりも、ちょっと大きいかなって感じるのです。突然4,400円が5,500円になるということになると、月1,100円上がるのですよ。これが例えば1,000円以内の600円上がる、700円上がるとかというところであれば、何となく、そのくらいは必要だったかなという気にはなるのですけれども、ちょっと上げ幅が大きいかなって、それは令和7年度には改定しなかったからなのかなって、ちょっと感じたのですけれども、その辺についてのご説明をお願いいたします。

○議長（細谷光弘君） 学校教育課、石坂主幹。

○教育委員会学校教育課学務担当主幹（石坂和希子君） ご説明いたします。

学校給食費につきましては、国が無償化の方向を打ち出しましてから、政策の動きですとか、補助金交付措置について動向を注視しておりました。

ただ、現在までも明確な制度設計が示されなかったことから、値上げの時期というのを図りかねていた状況でございます。しかし、ここで先般、令和7年度補正予算（第1号）、国のほうで閣議決定を踏まえまして、重点支援の地方交付金の取扱い等について国のほうから通知がございました。その中で交付金の推奨事業のメニューの一つとして、この物価高騰に伴う子育て支援ということで、例として学校給食費等の支援が挙げられているところでございます。

三芳町では、これまでも臨時交付金などを活用いたしまして、賄い材料費の物価高騰分を補填してきたところでございますが、こうした形で国から推奨事業として学校給食費の保護者負担軽減が示されたこと、また昨今の急激な物価高騰になかなか追いついていないという状況を鑑みまして、令和8年度からの給食費の値上げというのをここで検討した次第です。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 説明ありがとうございます。

そんなことかなというふうに思っておりました。あと、この件については、学校給食検討委員会でしたでしょうか。そこはもう承認をいただいて、これから教育委員会の承認も終わった後なのかなというところで、その辺についてのスケジュールをお願いします。

○議長（細谷光弘君） 学校教育課、石坂主幹。

○教育委員会学校教育課学務担当主幹（石坂和希子君） 給食費の改定に向けた今後のスケジュールについてご説明差し上げたいと思います。

今、内藤議員ご指摘のとおり、今後学校給食の運営委員会、こちらについて改定の金額についてお諮りをしたいというふうに考えております。その後、入学説明会等で保護者への周知も考えております。また、3月議会では予算審議のほうを皆様のほうにさせていただきたいというふうに考えております。

また、3月の定例教育委員会では、三芳町の学校給食費規則、こちらが教育委員会規則として持っておりますので、こちらを一部改正することによって正式に決定をしたいというふうに考えているところになります。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかに何かございますか、ご質問は。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

資料を拝見して、値上げは当然仕方がないかなと思うところがあるのですが、今、内藤議員からもあったように、ちょっと大きいなと思ったところなのですが、実際これで、ちょっと今説明もあったと思うのですが、給食費の値上げというのは、これを見ると、もっと早めの段階からあってしかるべきだったと思うのですが、国の動向があるということなのではあるのですが、それはそれとして決まっていなくて、町として独自に、やはり考えないといけなかった部分があると思うのです。実際これだけの値段を上げると決めたのが、検討に入ったのは、いつになるのですか。

○議長（細谷光弘君） 答えられますか。

給食センター、三澤所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（三澤孝広君） 三澤です。お答えいたします。

その検討を具体的には、国の状況を注視していたという、議会の場でも答弁をさせていただいていたと思うのですが、私でなくて、ほかの者が。そういう形だったのですが、方向性が、先ほど主幹のほうの説明とかぶりますけれども、政権が変わって、ちょっと少し明確になってきた。その前に実際、今ずっと交付金などを活用させていただいて、その足りない分を補正させていただいていたわけですが、さすがにこのところの、私、この所長になって1年半ちょっとたったところですが、この1年半で、この高騰幅が本当にすごくて、これは交付金のことというよりも、ちょっと実際どのぐらいの金額が食材費として必要なのかというのは、やはりちゃんと私たちでないと試算ができないところではあるので、試算をしなければいけないのではないかとこのところ試算を始めました。そして、そのお話を学校教育課等にお話をさせていただいて、その話合いを持ったのが9月の終わりだったか、10月ぐらいだったと思います。そこ

が始まりでございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

危機感を持つのは、もうちょっと早くて、もっと早めに検討すべきだろうなと思うところなのですが、これだけの大幅な値上げというのは、やはり払う方にとっては結構なダメージかなと思うのですが、それについて例えば就労支援とかで給食費の補填とかあるのですが、そちらのほうは、併せて上がるということで考えていいのですか。

○議長（細谷光弘君） 学校教育課、石坂主幹。

○教育委員会学校教育課学務担当主幹（石坂和希子君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、保護者負担につきましては、現在でも低所得かつ要件を満たす世帯につきましては、まず就学援助制度ですとか、生活保護制度により給食費の援助がなされている状況でございます。

ただ、今後給食費の値上げが保護者のほうに転嫁されたときに、なかなか払うのが難しいという方もいらっしゃるかと思います。そういったところにつきましては、徴収率の向上につきまして、引き続き滞納整理に早期に着手する。また、3者懇談を利用して納付相談を受けたりですとか、児童手当からの委任払い、また就学援助のご案内など、関係機関と連携しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

令和6年度の決算だと、給食費の滞納ゼロということで、大変すばらしいなと思ったところなのですが、今回これで上がるということで、今後のスケジュールで、先ほど聞いたところだと、ちょっとまだ足りないのではないかなと思うところがあるのです。要するに今考えていることとかも、決まってから出すというだけではなくて、事前にこういうことを今検討していますので、皆さんのお考えもということもあってしかるべきだと、今現在問題になっているところも含めてなのではございますけれども、そういう保護者に対して負担を求める形になるので、情報の出し方、そして周知の仕方、理解の得方というのを、今までのやり方だと、またちょっと問題が起きるとまでは言わないのかもしれませんが、不満が募るかと思うので、もっと丁寧な進め方をさせていただければと思っはいるのですが、そういった払うのが困難な方、今既にそういった方も含めて、今後入学してくる方も含めて、より払う側にとっての、親身に対応していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 学校教育課、石坂主幹。

○教育委員会学校教育課学務担当主幹（石坂和希子君） 給食費の改定につきまして、保護者への周知については、2段階で考えているところでございます。

まず、小学校の新1年生に当たる未就学世帯に向けましては1月ごろに例年開催している入学説明会、こちらで給食費の改定予定についてご説明をしたいと考えております。

また、在校生や中学生につきましても、同じタイミングで周知を図りたいと考えております。その後、3

月議会で予算審議をいただいて、仮に予算成立をいたしましたら値上げ幅が決定いたしますので、改めて詳細をもう一度、令和8年4月頃に保護者の方に周知をしたいと考えております。またあわせて、町ホームページでもお知らせをしたいと考えております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

決まったから、それをお知らせするのではなくて、もっと早いタイミングで、今こういうことを考えているというところで、お知らせをしていただくと、もっとスムーズにいくのかなと思っているので、その点ご検討いただきたいのと、あとよその自治体でも、なるべく給食費を抑えるために、例えば今はお米が高騰しているというので、お米の給食を5回から3回に減らしたりとか、そういった工夫をされているのです。それがいいか悪いかは、また町の中で考えるべきだと思うのですが、高騰を抑えるための工夫とか、努力というのを保護者の方とかにお伝えしないと理解はなかなか難しいと思うので、そういったことも含めて、こういう形で今考えています。こういうふうに皆さんのご協力をお願いしたいというところで進めてほしいと思うのですが、どうでしょうか。なるべく抑えることの、抑えるための工夫とか、そういったものを含めて保護者に対して説明を求めたいのですが、どうでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 給食センター、三澤所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（三澤孝広君） お答えします。

ご指摘のとおり今のご説明は、やはり必要かというふうに私も思いますので、どういう工夫をして、今こういう形だというようなこと、また三芳町は、地元野菜を使った和食を中心にというところを行ってはいら、それを崩していないので、やはりどうしても御飯は多く提供しているというふうには確かに思っています。そういうところをどういうふうにかというのも考え方の部分ではあるので、三芳町の特色というところにも関わってくるので、給食のですね。検討をしながら、回数を減らすというのも方法の一つではあるというふうには思いますし、ただお米もそうなのですが、パンや麺も、やはり同じように高騰はしておりますというところもあたりとかするので、そういう部分も含めて、いかに抑えられるかというところも、引き続き工夫を続けてまいりたいと思いますし、こういう内容だというようなご説明も、やはりできたらいいなというふうには思っております。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。ご説明ありがとうございます。

物価高騰もある中で、栄養所要量を満たすために食材の変更とか、これまでされてきたと思うのですが、この1年の変更点と、あと献立作成、あと食材変更、仕入れにおいて、何か今後さらにどのような工夫をされるかとか、見通しがあればお伺いします。

○議長（細谷光弘君） 給食センター、三澤所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（三澤孝広君） お答えします。

今までやっている工夫としては、いろいろな方面から、いろいろあるのですが、分かりやすいところでは、やはり例えば豚肉が高騰していれば鶏肉に替えたりですとか、また鶏肉も部位によっては金額が違

いますので、そういうところの部位を替えたり、栄養価を下げずに、質も下げずに、そういうところで安くする。

ただ、鶏肉も昨今は、今まで価格の優等生と、卵と同じように言われていたのですけれども、その鶏肉自体も、やはり価格が上がってきて、今こういう状況になっているというところもあるのですけれども、あとは難しいのですけれども、野菜の種類、ホウレンソウを使うところを例えばコマツナのほうが安ければコマツナに素材を替えるなどとか、あとはエネルギーの部分では、焼きでやったものを揚げる、そのほうが、お子さんは揚げたほうが好きなのですけれども、カロリーも上がります。そういったものもちよこちょこつと取り入れたりとか、調理方法を替えるというようなこととか、あと魚、これは食べやすくするという意味もあるのですけれども、魚をフレークにしたものとか、なるべく残さないように、みんな食べていただけるようにというところも絡んでくるのですけれども、そういうものを含めて、いろいろあります、ほかにも。

そういったものが工夫しているものになりますし、そういったものは引き続き必要ならやっていくというところなのですけれども、これから今、それを結構やり尽くして、もうどうにもならないと、これ以上。それで、先ほどこちらの主幹のほうが説明しましたが、1回96万円ぐらいかかる。それを抑えられない状況が今来ているというような現状でありますので、ほかに一生懸命、栄養士ともども試行錯誤して、みんなが食べられる、しかもおいしくて安全で安心して価格も抑えられてというものを引き続きちょっと検討はしているのですが、なかなか手詰まりな状態にはなっているというところが現状でございます。ちょっとお答えになっているか分かりませんが。

○議長（細谷光弘君） 牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

大変ご苦労されていることかと思えます。やはり給食センターの方も一生懸命やっていると思うのですけれども、なかなかやはりアイデアが、限られた人数では、もう出てこないということもあるかと思うので、保護者にアンケートを取ったりして、お勧めのレシピであったりとか、そういう何かいいアイデアがいただけるかもしれないので、そういったことも今後検討されてはいかがでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 給食センター、三澤所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（三澤孝広君） アンケートなど、そういうアイデアも含めてですけれども、試食会のときにアンケートは取らせていただいています。保護者の方が試食会にたまにいらっしゃるので、その場合に自由に記載ができるような状態にはなっていますので、そのところで、ご意見をいただくときもあります。

また、今の学校には、三芳の食材を毎年幾つか指定をさせていただいて、それを使ってレシピを考えてくれないかということで、お子さんに投げかけたレシピコンクールというようなものも実施しております。そういうもので、保護者の方と一緒に考えていただいて、毎年応募数も増えてきておりまして、今年も5作品だったかな、五、六作品は毎年賞を与えて、それを実際給食に取り入れるというようなこともっております。それが価格を抑えることにつながっているかは分かりませんが、そういうアイデアをいただいて、こういう素朴な素材でも、これだけおいしいものがありますよというようなことを私たちが学ばせていただいているというところでございます。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

光下議員。

○議員（光下重之君） 説明ありがとうございます。光下です。

まず、下から2つ目の表の1食当たり献立単価のところの比較なのですが、1食単価の部分の上昇率の表現と内訳のところの上昇率の表現、これはそろえないとまずいと思いますので、そろえるようにしてほしいということです。

それで、先ほどの菊地議員と全くかぶるのですけれども、今の説明だと、議会で決まったら保護者の皆さんに説明するというように私は受け止めたのですけれども、そうすると、説明の仕方としては、もう必ず議会で決まりましたので、皆さんに説明しますという結論の押しつけみたいな形になってしまうと思いますので、事前に皆さんの意見を聞きたい、こういう考えでいるのですがという形で、一定の時間はかかると思うのですけれども、そういう丁寧なやり方で、今日の説明につながるみたいな、そういうやり方ができないものかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（細谷光弘君） 学校教育課、石坂主幹。

○教育委員会学校教育課学務担当主幹（石坂和希子君） 先ほどの説明と少し重複する部分があるのですが、保護者への周知は2回に分けて考えております。

まず、議会前の1月、こちらで小学校の新1年生に当たる未就学児世帯、また在校生、中学生に向けても改定予定ということで、この段階でお知らせをしたいというふうに考えております。

また、3月議会で予算成立後には決定した値上げ幅につきまして、令和8年4月頃に、もう一度保護者の方に周知をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

長野議員。

○議員（長野真寿美君） ご説明ありがとうございました。

光下議員とかにも重複するかと思うのですが、その説明の際に学校給食運営委員会というのがあると思うのです。そのところで1回もむということはしないのでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 給食センター、三澤所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（三澤孝広君） 先ほどの石坂主幹の最初のほうの説明にもちょっとかぶるところがございますが、学校給食運営委員会では、当然このお話をさせていただくということなのですが、今日の説明が終わった後になりますけれども、来週17日に学校給食運営委員会をちょっと臨時で開かせていただく予定になっておりまして、そちらでお話をさせていただいて、ご意見を伺うというようなどころにはなっております。

○議長（細谷光弘君） 長野議員。

○議員（長野真寿美君） やはり段階を踏んでいただいて、皆さんもおっしゃっているとおり、丁寧な説明を、やはり保護者の方に、1,100円上がるということは、中学生でも1,300円というのは、家庭にとっては、かなりの負担になると思いますので、本当に丁寧な説明をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（細谷光弘君） 光下議員。

○議員（光下重之君） 光下です。

繰り返しになるのですけれども、就学前は1月、そして現在の在校生の世帯には予算が通ってから4月ということで、結局……

○議長（細谷光弘君） 両方です、説明は。1月は両方。

○議員（光下重之君） そうだったかい。すみません。失礼しました。

そうすると、経費に関わる話として、やってほしくないのですけれども、上下水道料金審議会、今かかっているのです。また、経費が増えるような話が、ひょっとすると加わってくるかもしれないではないですか。そういうことも考えて説明をする、それは意見を聞くということを徹底してやっていただきたいというのが願いなのですけれども、そういう方向で、ぜひ3月の議会にかかる前の話としてやっていただきたいというふうに思うわけなのですが、再度、すみません。お願いします。

○議長（細谷光弘君） 丁寧な説明をしてくださいということだけでよろしいですか、水道は関係ないので。どうでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 学校教育課、渡邊課長。

○教育委員会学校教育課長（渡邊重樹君） ご指摘ありがとうございます。

この金額が、改定するということに合わせて、先ほど来ご指摘いただきました。こちらとしても、やはりこういったところを工夫していく、こうしたところも兼ね合わせて、しっかりと丁寧に説明をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

池上議員。

○議員（池上義典君） 池上です。

1点だけちょっと聞きたいのですけれども、食材の工夫というふうな話が出ていましたけれども、センターでは、野菜とか、例えばA級品、B級品とか、規格外とかあるかと思うのですけれども、使う食材というのは規格内でないと駄目なのですか。

○議長（細谷光弘君） 給食センター、三澤所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（三澤孝広君） お答えします。

特にB級品では駄目とかという決まりの中でやっているということではないのですけれども、実際にみよし野菜を大量に入れていただくものには、多少形が悪くても味が変わらず使えるものというところで、入れていただいたりはしておりますので、A級品、B級品という扱いは、特に分けてはいないです。

ただ、八百屋さんからの仕入れの場合には、どうしても八百屋さんですので、B級品というものは扱っていないので、A級のものが入ってくるというふうには思いますけれども、センターでB級品を避けているということはないです。安ければ、そのほうが、むしろ今はありがたいというふうに思っています。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

桃園副議長。

○副議長（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございました。

私、給食検討委員会でしたっけ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○副議長（桃園典子君） 運営委員会の開催頻度というのをちょっと存じ上げないのですが、どのくらいの開催頻度でしょうか。

○議長（細谷光弘君） 給食センター、山下主幹。

○教育委員会教育総務課学校給食センター主幹（山下俊充君） 山下です。お答えします。

例年、年度内2回開催しております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 桃園副議長。

○副議長（桃園典子君） 桃園です。

何かあったときには、そこでしっかり協議をしながら進めていくと思われるのですが、例えば物価高騰、これがどのくらい今後続くものなのか。さらに上昇するものなのか。本日のご説明をいただいた中では、令和8年度は据え置いてとあるのですが、今25%を見込んでおられる、そこよりも高く、そこに収まらないような状況にならないかどうか、ちょっと危惧するのです。

そうなったときに、やはり今るご説明があった中に、工夫してメニューを考えていたとおっしゃるわけなのですが、この25%に仮に収めよう、収めようと思うことによって、また再びちょっと質や量とか、そこに影響が出ないのかどうか。それが先ほど運営委員会の中で半期に1度というところで間に合うのかなって、質や量を落とさないようにするためには、また補正予算とかということを考えることもあるのかどうか、そこをちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（細谷光弘君） 給食センター、三澤所長。

○教育委員会教育総務課学校給食センター所長（三澤孝広君） お答えします。

賄い材料費といった部分で、給食費というよりは、食材費とイコールですが、お答えさせていただきますが、この価格で実際前回の価格改定から今回の価格改定まで、恐らくたしか10年か、11年たっているのかな、5年前ぐらいか、1回しているのが。5年ぐらいはたって、今こういう状況になっているところを踏まえまして、正直なところ、この価格で、私も今、本当に物価高騰が、想定を超えるのが本当にこの1年半ずっと続いているところで、ちょっと予想ができないというところから至った不安は、やはりあります。

ですので、まずこれでやりくり等、工夫を重ねて続けていくわけですが、もしこの価格で決まると仮定しまして、続けていくわけですが、そういった中で物価高騰が本当に収まらず、実際に今お米のほうがだんだん高値で止まってなんていう報道もあったりはしますが、実際は上がり続けているという実感がこちらはございます。そういうのが、価格に反映されてくる、もしくは落ち着いたりとか、下がることはないかもしれませんが、落ち着いてくるのに、やはり時間差があるところを考えると、何年この価格でいければいいというのが、正直お答えできないような部分はあります。

想像ができないというところが実感としてあるのですが、そうやってきた場合には、やはりまた関係課と相談をさせていただいて、今までのように何らかの公費、交付金とかも活用した、あればですけども、活用した、そういうものはやっていきながら、やはり価格のまたさらなる改定というのも、周りの状況

も見てですけれども、考えざるを得ない状況が来るかもしれないというふうには思っています。でも、そのときには、また適正な価格を試算させていただいて、しかるべく段階を経て決めていくというようなことになるのかなとは思いますが、今は、この価格が適正な価格というふうには思っているところでございます。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

牛丸議員。

○議員（牛丸藍子君） 牛丸です。

国の措置のほうが早めに始まれば安心できるかなと思うのですけれども、もしこれは令和8年以降公費補助が町のほうからなくなったときに生活保護世帯などに含まれない、ぎりぎり補助が受けられない世帯というのが、かなり生活が厳しいというので、給食費だけ見ても、月1,100円払えるだろうと思う方もいるかもしれないですけれども、その方の生活が圧迫されているので、その支払いすら厳しいという方も多分いらっしゃると思うのです。

今日も値上げが突然のお知らせだったので、もうちょっと早く案内してほしいという議員の声もあったかと思うのですけれども、そういった対応も早め早めに検討して、どういった検討をされるのかということも逐一お知らせいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 学校教育課、石坂主幹。

○教育委員会学校教育課学務担当主幹（石坂和希子君） お答えいたします。

ご意見ありがとうございます。今、議員さんからご指摘いただきましたとおり保護者への周知、その辺りは丁寧に、やはりやっていく必要があるというふうに考えております。こちらで決まったことではなく、やはり検討段階から、しっかりと給食費の改善につきましては、予定として保護者の皆様にはお知らせをさせていただきまして、安心をしていただけるような形で周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） それでは、最初の協議事項については、これで閉じさせていただきます。担当課の皆様、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前10時18分)

○議長（細谷光弘君） 再開いたします。

(午前10時20分)

◎第3次三芳町地域福祉計画（案）について

○議長（細谷光弘君） それでは、協議事項の2番、第3次三芳町地域福祉計画（案）について、福祉課、細野主幹より説明をお願いしたいと思います。

○福祉課主幹（細野良太君） それでは、すみません。第3次三芳町地域福祉計画（案）につきまして説明をさせていただきます。こちらページが多くございますので、抜粋して説明をさせていただければと思いま

すので、よろしくお願いいたします。

まず、第1章、計画の策定にあたってということで、こちらには策定の趣旨を記載しております。こちらの中で10ページを御覧ください。

この計画につきましては、第2次の三芳町地域福祉計画が令和7年度をもって計画期間が終了するところでありまして、これを改定するものでございます。三芳町地域福祉計画の位置づけといたしましては、町の最上位計画である第6次総合計画の次に来る福祉分野の中で最上位の計画に当たるものでございます。

そして、各分野の計画、子どもですとか、障害者、高齢者、そういったところに関する計画があって、その上位に位置する計画という形になっております。また、社会福祉協議会さんのほうで策定をしております三芳町地域福祉活動計画、この計画とも連携した計画という形になってまいります。

続いて、11ページを御覧ください。こちら計画の期間といたしまして、第6次総合計画の見直しでしたり、経済、社会、地域の状況の変化などに応じまして、こちら資料の中では令和8年度から令和14年度の7年間というふうに書いておるところなのですが、こちら第6次総合計画の進捗に合わせるという形にさせていただければと考えておりまして、令和8年度から令和13年度までの6年間という形になります。こちらのほう追ってパブリックコメントを実施する予定でございますが、その際には令和13年度までの6年間という形で計画のほうを出させていただきたいと考えております。

続きまして、第2章が三芳町の現状ということで、まず初めに人口動態等の状況を掲載しております。また、19ページからはアンケート調査の結果ということで、今年4月に行った結果の概要を掲載しております。

続いて、36ページで前回計画、第2次計画の振り返りを行っております。これらのアンケート調査の結果でしたり、第2次計画の進捗状況、そういったところから課題を抽出させていただいたのが40ページ、4番のアンケート調査結果等による課題の整理というところでございます。

この中で課題を7つ大きく抽出しておりまして、地域福祉意識の醸成というところ、地域づくり活動の充実というところ、情報提供の充実というところと包括的な支援体制の充実、それに加えて地域福祉の推進体制の強化、誰ひとり取り残さない取り組みの充実、安全・安心して暮らせる環境づくりといった7つの課題を抽出しておりまして、ここにそれぞれ第2次計画の進捗状況でしたり、アンケート調査の結果などから課題を記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

続いて、第3章が計画の基本理念と基本目標ということで、47ページに基本理念を掲載しております。「三芳Well-beingのまちづくり宣言」におきまして「誰一人取り残さない 共に生きる幸せなまち三芳」の実現を目指すことが示されているところございまして、ここから基本理念を統一したものを掲げさせていただいております。これを福祉分野における住民・地域・行政の共通の目標としていければというふうに考えております。

続いて、48ページ、こちらに基本目標を掲載しております。地域福祉に関する課題の解決、基本理念を実現する、そのために3つの基本目標を設定させていただいております。

基本目標の1といたしましては、支え合いの輪が広がるまちという目標でして、福祉意識の醸成、あるいは支え合う担い手づくり、そういったところを記載しているものでございます。

続いて、基本目標の2、適切な支援につながるまちということで、こちらについては、困りごとを抱える人の相談を受け止め、支援につなぐ重層的な体制の構築を目指すものでしたり、住み慣れたまちで自分らし

く暮らせるまちづくりといったところを目指すものになっております。

基本目標の3では、いつまでも安心して暮らせるまちを掲げております。防災・防犯体制、こういったところ、あるいは見守りの体制、そういったところを強化して安全で安心して暮らせる地域づくりを目指すところ、あるいは住民の生活を包括的に支えるための権利擁護、そういったところを考えている目標になります。

これにぶら下がっている施策について、この後の第4章のほうで、施策の展開ということで、掲載しております。こちら53ページを御覧ください。基本目標1の支え合いの輪が広がるまちということで、それぞれ基本目標ごとに指標を掲げております。この基本目標1におきましては、指標2つ掲載しております。近所の人との関わりを大切にする人がいるという指標と地域活動に参加している人がいるという指標でございます。こちらどちらも地域福祉に関するアンケート調査、こちらの調査結果を基にパーセントを出させていただいております。

こちら目標値につきましては、先ほどこの計画の年数を修正するというところで申し上げたところでございますが、それに合わせて目標値のほうを修正する予定でございますので、その細かい数字につきましては、パブリックコメントのときなどにご確認いただけると幸いです。

続きまして、基本目標の2、適切な支援につながるまちということで、55ページに記載がございます。こちらは指標といたしまして、情報提供や相談・連絡のしくみがあるというところ、身近に悩みや不安を受け止め、耳を傾けてくれる人がいるという指標の、この2つにつきましては、地域福祉に関するアンケート調査の回答状況から目標値を算出しております。また、重層的支援体制整備事業の実施ということで、こちらにつきましては、複雑化、複合化した課題に対する包括的な相談体制を構築して、制度のはざまをつくらない支援体制をつくるといったような事業になっておりまして、これを第3次福祉計画の計画期間中に実施するという目標になっております。

続きまして、基本目標の3、いつまでも安心して暮らせるまちということで、59ページより記載がございます。こちら指標といたしましては、2つ掲げているのですが、権利擁護支援を連携する体制（中核機関）の整備ということで、これを設置することという目標と、町全体で防災・減災に取り組んでいると思う合計値ですね、そのアンケート結果の合計値を目標としております。

地域福祉計画の本編としては以上なのですが、この地域福祉計画の中には、合わせて3つの計画が記載されております。

まず、第5章で成年後見制度利用促進基本計画が記載されております。こちらは成年後見制度という認知症、知的障がい、精神障がい等により、日常生活に必要な判断能力が不十分となった人を社会全体で支えるための制度ということで、この制度の利用を促進していこうという計画になってございます。

続いて、第6章が、三芳町再犯防止推進計画ということで、こちら読んで字のごとくではございますが、再犯を防止するために刑事司法関係機関のみならず、国や地方公共団体、民間団体等が緊密に連携し、協力するために、こちらの推進計画を策定しているものでございます。

続いて、第7章、三芳町自殺対策計画ということで、こちらは令和4年に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱を踏まえて、町におきましても三芳町自殺対策計画を策定いたしまして、誰もが自殺対策に関する必要な支援が受けられ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すといったものでございます。

これらの計画も含めて、第8章におきまして、計画の推進に向けてということで、記載をしております。85ページにて書かせていただいているのですが、計画については、本計画の特徴として「地域とともに地域の課題を考え、地域福祉を向上させていく」というところで、これに向けては、行政と地域住民の皆さんとの競争が不可欠となるというところを大前提として、そういった考えの下で計画を推進していきたいというところを記載しております。

雑駁ではございますが、計画の説明としては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（細谷光弘君） ありがとうございます。

1時間が過ぎたので休憩をしたいと思うのですが、その前に先ほどの説明で11ページのところで、この計画期間について6年とおっしゃっていたように聞こえたのですが、7年間ではないのですか、そのところだけいいですか。

福祉課、細野主幹。

○福祉課主幹（細野良太君） こちらにつきましては、令和8年度から令和14年度をもともと予定はしておいたのですが、三芳町の第6次総合計画の期間に合わせまして、令和13年度までの期間とさせていただければというふうに考えております。そのため6年間というふうに申し上げたところでございます。

○議長（細谷光弘君） そうなると、このグラフ、図も差し替えですか。

○福祉課主幹（細野良太君） この図も差し替わる形になります。

○議長（細谷光弘君） 分かりました。

1時間が経過いたしましたので、ここで休憩させていただきたいと思います。

（午前10時35分）

○議長（細谷光弘君） 再開いたします。

（午前10時45分）

○議長（細谷光弘君） ただいまの第3次三芳町地域福祉計画（案）につきまして、今お話をお伺いしたところ、22日からパブコメが行われるのですが、その前に16日までに、皆さんからもしご意見等、こうしたほうがいいのではないかとというご意見があれば、それまでに提出していただければ採用される可能性があるということで、パブコメのほうではなくて、またその意見について、会派または個人の方に、忙しくてあれなのですが、16日に出さないといけないので、15日までに、本当に申し訳ないのですけれども、こうしたほうがいいというご意見がありましたら出していただきたいのですが、どうでしょうか。

パブコメのほうだと、なかなか反映されにくいという部分もあると思うので、そうしたほうがいいかなと思うのですが、時間はないのですけれども、どうでしょうか、皆さん。よろしければ、ちょっと議会中で忙しいのですが、パブコメはパブコメでまた意見を集めますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） そうですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 今、説明の中で、例えば計画年数が7年から6年になるということですよ。それ以外で、これと今、この資料の中でちょっと違う部分というのはあるのかどうかというのは示すことができますか。

○議長（細谷光弘君） 福祉課、細野主幹。

○福祉課主幹（細野良太君） 細野です。お答えいたします。

計画年数について載っかっているところというのが、表紙のところと3ページの下のほうに計画期間が令和8年度から令和14年度を計画期間とすると書いているので、そこが令和13年度になるということと、11ページのところでの、先ほど説明させていただいた年度、令和8年度から令和13年度までの6年間というところ、それ以外に第4章、具体的には53ページ、こちらの指標が2つ出ておるところではあるのですが、目標値となっているところ、この数字というのが変更になってまいります。

こちら具体的に申し上げたほうがよろしいでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○福祉課主幹（細野良太君） 分かりました。数字のほうは、ちょっとパブリックコメントのほうを確認していただきたいと思います。

この53ページの指標と55ページ、59ページ、この3か所に指標が載っかっているのですが、この目標値のところ少し変更になるというところでございます。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

数字はパブリックコメントの資料を参考にと言われると、その前には出せないわけですよ。ですよ。説明するのであれば、変更部分は変更した、もしくは間に合わないのだったら、二重線で訂正して数字を書き直して資料を出してくるとか、そういったことをしてもらわないと、今口頭で言われても頭には入らないので、もし意見を求めるのであれば、それなりのものを整えてから出してもらいたいと思うのですけれども、どうですか。

○議長（細谷光弘君） どうですか、そこら辺については。訂正部分について先に明示していただいて、それから意見をというお話なのですが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 暫時休憩いたします。

(午前10時50分)

○議長（細谷光弘君） 再開いたします。

(午前10時50分)

○議長（細谷光弘君） 福祉課、伊藤副課長。

○福祉課副課長（伊藤博美君） 伊藤です。お答えします。

今回失礼いたしました。今日中に訂正のところ、ページ数などを記載したものを事務局のほうに提出させ

ていただきますので、皆様のほうに届くようにやりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（細谷光弘君） いつまでですか。今日中ですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） はい。先ほども説明させていただきましたけれども、業者との打合せ等の関係で、16日までに出示していただければ意見が反映しやすいということなので、パブコメに出すよりも、そちらのほうが時間がないのですが、もし特にこういったところが違うとか、こうしたほうがいいのではないかというのがあれば一旦出示していただいて、もし間に合わなければ、逆にまたその後、皆さんでパブコメのほうで……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） は出さないですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

実際に議会最中ですし、いつまでという期限を切らないで、やはりそれはパブコメは福祉課のほうで、いついつまでの期限でやりますというのですから、それに私たちも沿ってやればいいことであって、ここでそういった決めつけはしないでください。

○議長（細谷光弘君） 決めつけではなくて、そちらのスケジュールにおきまして、業者の打合せがあるので……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 暫時休憩します。

(午前10時52分)

○議長（細谷光弘君） 再開いたします。

(午前10時55分)

○議長（細谷光弘君） ただいま暫休中にお話を皆さんからいただきまして、まず特に、ここだけは直してほしいというようなご意見がございます方は、本当に時間はないのですが、15日の夕方までに事務局のほうにご意見を頂戴いたしまして、正副でまとめて16日に課のほうにお知らせしたいと思います。

また、それとは別に、一般的なパブリックコメントの期間、12月22日から1か月、こちらのほうにつきましても、今までどおり各会派、また会派に入っていない方は個人のほうから意見を出していただいて、またそちらについても正副でまとめて福祉課のほうに提出させていただきたいと思っておりますので、その期限につきましては、いつまでにしますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） では、1月15日までに、ご意見につきましては各会派、または会派に所属していない方々につきましては個人で提出いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、今説明いただいた福祉計画につきまして、分からないところ等ございましたら、挙手で質問を

お願いしたいと思います。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。1点だけお伺いします。

誰一人取り残さないなんていうふうに題目は大きなことを言っていますが、本当に実際は、なかなかそうなっていないところですけども、例えば1か月の生活費が10万円から15万円という……

○議長（細谷光弘君） 何ページですか。

○議員（吉村美津子君） ちょっと考え方をお聞きしているということで、生活保護を受ける段階でもない、そうかといって収入が月そんなに多いわけではない、そういった生活保護に近い方で受けられない方の、今言った生活費がそのくらいの人、そういった方を支援する施策というのは、この中に含まれているか。含まれているとしたら何ページなのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（細谷光弘君） 福祉課、西山課長。

○福祉課長（西山大介君） 西山です。お答えいたします。

基本的に今、委員さんがおっしゃられた部分に関しましては、やはり生活保護というのが、最後のセーフティーという形になっております。それに引かからない方というのは、社会福祉協議会のほうで行っている生活困窮者自立支援法の対象になるかならないか、そういったところになってくるのかなというふうに感じております。

現実的には、町としての法律的な部分の立てつけでいえば、そういった部分を救えるものというのは、実際のところはないのかなというふうに感じておるところで、実際にこの計画の中では、そこまでは踏み込んで記入のほうはしておりません。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 分かりました。

社会福祉協議会は、いろいろな部分で、そういったところの境界線みたいなところの支援をたくさんしていますよね。相談もしています。本来ならば、町がそういったことも私はやらなくてはいけないと思うのです。こういった施策が、政策をつくっているわけですから、今後そういったところも、きっとアンケートの中にも、そういうものが入っているとか、そういうものも加味しながら、今後そういったことも考えていくべきだと思いますが、その辺について最後お伺いします。

○議長（細谷光弘君） 福祉課、西山課長。

○福祉課長（西山大介君） 西山です。お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、生活困窮者自立支援法に関しましては、社会福祉協議会のほうが行っております。この部分というのは、町、村に関しては社会福祉協議会という形になっておりまして、市の場合は市の福祉事務所のほうが行っているという形になります。その関係上、法律の関係上、立てつけがどうしても違ってくるという形になっておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 最後にしようと思ったのですが、先ほど最初に言ったように誰一人取り残

さないなんて、こういうふうには本当に題目だけは本当にびっくりするぐらいの題目をうたっているわけです。それだったら、それにふさわしい、そういったものにしないと、正直言って、そういう人たちが多いと思うのです。そういう人たちが今救われなければならない時代になっているのです。ですから、課長の言うことも分かりますので、その辺も今後検討しておいていただきたいと思います。

○議長（細谷光弘君） 内容については、分からないことを質問していただいて、ご意見については、パブコメ等、また15日までにおっしゃっていただければと思います。

ほかにございますか。

桃園副議長。

○副議長（桃園典子君） 桃園です。ご説明ありがとうございました。

第3次の福祉計画ということで、第2次までのときと違って、やはり今までいろいろな協議を積み重ねてきた上で、次のステップということだと思うので、新たにここに力を入れたいということで、計画されている部分がありましたら伺いたいと思います。

○議長（細谷光弘君） 福祉課、細野主幹。

○福祉課主幹（細野良太君） 細野です。お答えいたします。

こちら具体的なところで申し上げますと、ページとしては57ページに当たるのですが、こちら2-2-1ということで、相談支援の充実というふうには書いているのですが、こちらに複雑化・複合化した課題に対応する包括的な相談体制を構築するということ、記載がございます。具体的な名称としては、重層的支援体制整備事業ということになるのですが、これを構築して、制度のはざまをつくらない支援体制というところを整備させていただいて、初期段階の相談対応から継続的、あるいは専門的な援助まで、そういったところに対応できるような、制度の垣根を越えたような援助を行っていければというふうに考えております。ここが大きいところになるかなと思います。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 桃園副議長。

○副議長（桃園典子君） 桃園です。

私も先ほどご説明いただいたときに、先ほどの目標値のところでも、これまではなかった、そしてこれからあるということで、新たな取組としてということで、ここに示されているなというふうには理解しておりました。すごく今大事な重層的支援と言われているのですが、具体的なところ、最後伺ってもいいですか。どこと連携するみたいな、そのネットワークの仕組みとか、そこだけ教えていただければありがたいのですが、

○議長（細谷光弘君） 福祉課、伊藤副課長。

○福祉課副課長（伊藤博美君） 伊藤です。お答えします。

こちらのほう、重層的支援体制というところは、地域とも密接に関わり合うというところはあるのですが、まず第1段階が庁舎内での、その専門的なところだけの部署が関わるのではなく、その方が見た角度によってつながりが違ってくるといことは多くあります。

こちらのほうを重視して福祉と子ども支援、学校関係、それから健康増進、また外のところでは社会福祉協議会、また社会福祉協議会がお持ちである各団体なども視野に入れて、その方が取り残されないように、

またその方が一人で社会を歩けるようになるまでを見ていくというところで、アウトリーチも含めてやっていきたいと考えているところの支援体制となっております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 桃園副議長。

○副議長（桃園典子君） ありがとうございます。

そうしますと、それを全部集約した、このフローチャートではないのですが、一番上のところに福祉課が、しっかりとそこを束ねて連携調整をしていくという、そういう仕組みということでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 福祉課、伊藤副課長。

○福祉課副課長（伊藤博美君） 伊藤です。お答えします。

今、現在の立ち上げは、福祉という分野での、福祉課が先頭に立ってはいるのですが、ある程度ところでチームを立ち上げて、そのチームの中の人間が重層的な会議を経て、それぞれに指令が出るような形で手をつないでいければと考えておりますので、現在のところは福祉課ですが、今後また各課の協議の下やっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） それでは、この案件につきましては以上とさせていただきますが、先ほどお話ししたとおり非常に時間がなくて申し訳ないのですが、こちらについての、ここが間違っているとか、ご意見等がございましたら、12月15日の5時までに事務局のほうに提出していただきたいと思っております。

また、パブコメにつきましては、1月15日までに各会派、または会派に所属していない方々につきましては個人で、こちらも事務局のほうにご意見をいただければと思っております。

それでは、以上で、この案件につきましては閉じさせていただきます。ご説明ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前11時06分）

○議長（細谷光弘君） 再開いたします。

（午前11時08分）

◎三芳町未来創造拠点施設の設置及び管理に関する条例（案）について

○議長（細谷光弘君） 続きまして、3番の三芳町未来創造拠点施設の設置及び管理に関する条例（案）についてにつきましてご説明を願いたいと思っておりますが、説明は課長でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課、古山課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） 藤久保地域拠点施設整備等事業につきましては、建設費の増加について、昨今の物価上昇に伴い、6月議会において債務負担行為設定、9月議会において建設業務の改定に

ついでの変更契約の締結の議決をいただきました。また、維持管理運営業務のサービス対価改定の変更契約締結については、この12月議会に上程させていただいております。

今時の進捗状況としましては、おおむね予定どおりで、来年、令和8年9月供用開始に向け、整備を進めているところでございますけれども、その新しい施設の設置及び管理に関する条例の案の整備も並行して作業を進めているところでございまして、その素案ができ、パブリックコメントを実施する前にご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、当課の藤久保地域拠点施設整備準備担当の郷間から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課、郷間主幹。

○施設マネジメント課主幹（郷間 成君） 説明させていただきます。おはようございます。三芳町未来創造拠点施設の設置及び管理に関する条例につきましてご説明をさせていただきます。

モアノートの資料を御覧いただきながら聞いていただければと思いますが、本日モアノートの資料、条例の素案と説明資料と2つになっております。行ったり来たりしながら、どっちも説明する形になりますので、必要に応じて、こちら発表者モードのほうを活用して説明をしていきますので、適宜ご利用いただければと思います。

まず、本日も説明をさせていただく背景でございますが、町は藤久保地域拠点施設整備等事業を進めているところでございますが、現在、令和8年9月1日の供用開始に向けて、設置条例を制定する議案を令和8年3月議会へ上程する予定としているところでございます。また、本条例につきましては、施設の基本的な事項を定めるものとなっておりますので、三芳町パブリックコメント手続条例第3条の規定に基づき、条例（素案）のパブリックコメント手続が必要となり、これを12月、この全員協議会が終わってから準備をしまして、開始する予定をしておりますので、あらかじめ議会へご説明させていただきたいと思っておりますのでございます。

まず、資料でございますが、先ほど申し上げたとおり、条例の素案と説明資料の2つという形になっておりまして、まず初めに説明資料のほうを御覧いただければと思います。

現在、発表者モードのほうも今設定をいたしました。まず、説明資料の（1）、名称についてご説明させていただきます。条例名称でもございますが、未来創造拠点施設ということについて、先にご説明をさせていただきます。

お手元の資料、若干堅く書いてございますので、分かりやすいようにちょっと説明を崩させていただきます。本事業については、庁内の検討会議で横断的に様々なことを協議、検討、決定しながら進めてまいりました。会議におきまして愛称の選定、こちらの議題というのをかけたところ、併せてこの施設名称というのが議題になったところでございます。

本施設につきましては、「～集い・学び・育つ～ 輝く未来創造拠点」を理念とする、三芳町にとって新しい形の複合施設となっております。この理念や藤久保地域に限らない三芳町全体の方が利用する施設であることを広く住民の皆様に伝えるための名称として未来創造拠点という、この理念に基づいた名前としてはどうかという意見が持ち上がりまして、この庁内検討会議の中で検討した結果、整備名称としての「藤久保地域拠点施設」から「未来創造拠点施設」へ施設の名称を変更することといたしましたので、こちらをご

報告させていただきます。

施設の愛称といたしましては、「ルミナ」になったことを先日発表させていただきましたが、これは先ほどの「～集い・学び・育つ～ 輝く未来創造拠点」という理念の輝くという部分に着想を得て、英語のルミナスという、輝くというものを語源としたものであり、愛称というか、例えば読み方としては、未来創造拠点施設「ルミナみよし」のような呼称としてのマッチングとしても、よいものとなっているのかなというふうに考えているところでございます。

あわせて、令和6年度より令和13年度を計画期間とする三芳町第6次総合計画、2番、基本構想においても、本施設を含むこのゾーンが未来創造拠点ゾーンに位置づけられていることなども含めて、検討の過程で考慮したものとなっているところでございます。

町では、今後住民の皆様にあこがれを持って利用していただけますよう名称、愛称、理念などについて広報を進めていく予定となっております。

まず、条例の名称は、未来創造拠点施設の設置及び管理に関する条例案ということで、まずその名称についての経緯をご説明させていただきました。何とぞご理解をいただければと思っております。

続きまして、資料の2番、条例の構成についてご説明をさせていただきます。お手元資料(2)となります。

施設の設置及び管理に関する条例については、地方自治法第244条の規定に基づき設置される公の施設について、同条の2において、設置及びその管理について条例でこれを定めることとなっておりますので、今回制定をするものでございます。

未来創造拠点につきましては、様々な機能の複合施設となっており、館としては、例えば図書館法で定める図書館、博物館法で定める博物館といった、単一の法令の定めだけでは管理及び運営について定まるものではございません。

そのため、今回制定する設置及び管理に関する条例により、住民の福祉を増進するため、どのような目的で事業を行い、その施設を管理するのか、内包されている図書館や児童館といった各機能とのすみ分けといったところを定めることとなっております。

一方で、資料にございますが、条例の構成といたしましては、決して特殊なものではなく、三芳町文化会館、同条例ですね、あと三芳町体育施設及びその条例、三芳町公民館とその条例など、既存の施設とか、その条例の構成と基本的には同様のものとなっております。また、複合公共施設につきましては、先行事例なども、それなりに数があり、それらの設置条例を十分調査研究することで、複合公共施設として様々な用途、様々な利用者に対応した条例、ルールづくりを整理して本条例のほうを作成したところでございます。

お手元の資料では、図というか、表で表現しておりますが、第1条につきましては、目的を設定することに始まって、第2条では名称及び位置の規定となっております。

第3条は、ほかの条例だと基本的に管理に関するものが来る条例というものが多いのですが、本施設に関しましては、複合施設のため、ここに構成施設に関する規定が入りまして、第4条以降に施設の管理などに関する規定が続く形となっております。基本的な条例の構成は、このようになっております。

それでは続きまして、具体的に条例の中身についてご説明をさせていただきます。お手元の資料を切り替えさせていただきます。条例の素案のほうを御覧いただきながら、説明のほうを聞いていただければと思

いますので、よろしく申し上げます。

それでは、条例の説明をさせていただきます。定型的な条例、条文につきましては、省略をさせていただきますことをご了承ください。

まず、第1条、目的でございますが、本施設の理念や総合計画の文言などを集約する形でまとめています。地域住民が多種多様な活動を通じて集い、学び、育ち、持続的で心豊かな町の未来を創造できる拠点施設となることを目的として、三芳町未来創造拠点施設を設置するというふうにしております。

続きまして、第2条でございますが、本施設は現在の藤久保小学校の校庭部分に建設をしているところでございます。土地ですね、いわゆる筆としては、藤久保7233、7234、7235、7236、7237にまたがっている敷地でございます。新しい藤久保小学校につきましては、藤久保小学校は従前と同じ住所である大字藤久保7233に建設されるため、引き続きこの地番を住所とすることがよろしいかと考えておまして、一方、複合公共施設については、この小学校の住所との混同を避けるために大字藤久保7237番地を位置として設定したところでございます。7234、7235、7236番地については、実際の筆がかなり小さな土地、筆となっておりますので、それを避けて7237番地として設定をしたものでございます。

次に、第3条です。こちらにつきまして藤久保出張所、藤久保児童館、中央図書館など、ほかの条例により設置及び管理が定められている施設及び地域交流センターをもって本施設を構成することを定めているものでございます。

次に、第4条でございますが、第3条のとおり、先ほどもご説明させていただきましたが、別の条例で定めがあること以外を本条例で定めることとしておりますので、この条文によって複合施設として各館、各機能で別に定めがある場合は、そちらを適用するというところを取り決めまして、こうすることで各館や各機能の目的が十分に達成され、それ以外については、包容的な全館のルールを定めた本条例により運用されることで、この館自体が多種多様な活動が実施できるようになっているものでございます。

次の第5条につきましては、定型的なものでございますので、割愛させていただきます。

次に、第6条でございます。未来創造拠点施設としての開館時間は午前8時半から午後10時までとしています。構成施設等地域交流センターの中の民間収益施設などもそうなのですが、こちらの開館時間、あとサービス提供時間等については、それぞれの条例、規則、ルールに基づいて設定をされるものでございます。この考え方につきましては、ほかの多くの複合公共施設に関する条例も同様のものとなっております。

第7条から第10条につきましても、ほかの条例にも同じような条文がありまして、定型的なものとなっておりますので、説明を割愛させていただきます。

次に、第11条でございます。本施設の使用料について定めているものでございます。使用料につきましては、既存施設である公民館や文化会館、体育施設の使用料の考え方と同様に算定をしているものでございます。このことによって現在も広く住民の皆様にご利用されている既存施設の使用料とバランスが取れた使用料の設定となっております。

基本的な考え方でございますが、各室にかかる経費ですね、各室を維持するために必要な経費でございますが、これとあと館全体の共用部の経費及び全体の光熱水費を対象として単位時間経費を基に使用料の算定を行っています。

まず、料金ですが、条例の別表第1を御覧ください。多目的ホールは、既存の公民館の多目的ホールなど

が400円というところになっておりますが、未来創造拠点施設の多目的ホールは既存の公民館のホールより若干広いところもありますし、またステージなども大きくなっている関係で、ステージまで含めた利用で1時間当たり1,000円、ホール面だけですと600円となっているところでございます。

コミュニティスペースでございますが、こちらはイベント利用などの際に貸出しを想定しているものでございます。詳細な貸出しのルールでございますとか、貸し出す対象や期間、時間などについては、今後規則で定めていく予定としております。

次に、交流室、会議室関係でございますが、こちらが新しい館の特徴として、二分割して使えるようなしつらえになっているものですから、使用料も全面を使う場合の使用料、半面を使う使用料という形になっているところでございます。利用者にとりましては、気軽に利用できるのと同時に、利用形態に合わせた、人数とかに合わせた、使用者のニーズに合わせた選択肢が増えるということも新しい施設ではメリットになるものと考えております。

調理室以下の項目につきまして、後ほどご説明いたしますので、まずは金額をご確認ください。一番下の屋外広場については、コミュニティスペースと同様にイベント利用などを想定した設定となっております。

それでは、そのまま別表の2番を御覧ください。未来創造拠点施設は、様々な方に利用してもらうことを想定して整備をしているものでございます。もちろん、地域住民の方に利用してもらうことを第一で考えておりますが、町外の利用者が利用できる施設でございますし、例えばセミナーなどの講演会であったり、文化会館のように入場料を徴収する演奏会、講座、教室などの利用も想定されているところでございます。

その際の使用料の徴収について、三芳町文化会館の規定を参考にいたしまして、町外の方が利用される場合は2倍、営利目的等で利用される場合は3倍の使用料とすることを定めるものでございます。こちらにつきましても、手続その他については、規則において定めていくこととなっておりますが、多種多様な活動を行うために様々な利用の仕方が可能となる仕組みをつくっていくことが、この施設のにぎわいや、ひいては地域のにぎわいに寄与するものであるというふうに考えているところでございます。

それでは、お手元の資料、一旦条例の素案から説明資料を移らせていただきます。説明資料にちょっとページ番号を振っていないくて申し訳ございませんが、PDFデータのページ数でいきますと、3ページ目です。こちら中段に今ご説明した使用料の算定の考え方を記載しております。

また、その資料下の段のほうに、参考に既存施設の1時間当たりの使用料との比較を載せてございます。部屋の大きさが全く同じではございませんが、参考として御覧をいただければというふうに思っております。先ほど申し上げた工作室とか、調理室とか、そういう部屋に関しましては、既存の施設とほぼほぼ同等の料金設定というふうになっているところでございます。

また、この設定におきましては、地域住民が多種多様な活動を行うことを目的に、受益者負担を原則としながら、ごめんなさい。お手数ですが、資料別表の、先ほどの12条の説明に移らせていただきます。この条例第12条につきましては、減免に関する条文となっているところでございます。こちらにつきましても、詳細は規則で定めていくこととしておりますが、地域住民が多種多様な活動を行うことを目的に、受益者負担を原則としながら既存施設の減免ルールなども考慮しながら、公平で持続可能な仕組みを検討していくことを考えております。

また、お手元の資料、申し訳ございません。素案のほうに移らせていただきます。今ご説明した第12条の

条文は、このようになっております。

その後、第13条から第18条につきましても、こちらについても、かなり定型的なものとなっておりますので、説明を割愛させていただきまして、最後にPDFの一番最後、附則についてご説明をさせていただきます。

本施設の開館は、先ほど冒頭にご説明させていただきましたが、令和8年9月1日を予定しておりますので、適用日につきましては、令和8年9月1日としております。

また、当然ではございますが、利用予約などは、その9月1日より前から開始しなければいけないので、準備考為にあつては適用日前に行うことができる旨を附則として規定しているところでございます。

駆け足になりましたが、以上が三芳町未来創造拠点施設の設置及び管理に関する条例（素案）のご説明となります。

冒頭お話しさせていただきましたが、こちら12月、この後準備を始めまして、パブリックコメントの手続を経まして、3月議会へ上程をさせていただく予定となっております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（細谷光弘君） ありがとうございます。

今の説明につきまして、何か分からないところがあれば挙手をお願いしたいと思います。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 4点ほどお伺いします。

藤久保公民館という名称がなくなっているのです。代わりに地域交流センターという名称になっているのですけれども、このことについてお伺いします。

○議長（細谷光弘君） 何ページ。

○議員（吉村美津子君） 2ページ、または3ページでも。2ページで、第3条のところで書いてありますけれども、藤久保公民館という名称から地域交流センターになっていますよね。それなぜそういうふうにしたのか、お伺いします。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課、古山課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） こちらのほうに関しては、機構改革のほうでも説明させていただいたと思うのですけれども、こちらに関しては複合化ということで、公民館ということで、竹間沢公民館、中央公民館、これは従前のおり存続させると。片や藤久保公民館に関しては複合公共施設ということで、そちらのほうのメリットを、複合化することによって、あらゆる機能が連携するということ、メリットを生かして、こういった地域交流センターという位置づけにするということでございます。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 長い間、藤久保公民館ということで町民から親しまれてきたわけです。公民館というのは貸館ではないのです。地域の交流とか、いろいろなことの、戦後、そういったところで、みんなで学んでいきたいと思います、その学びを地域にも還元していきたいと思います、そういった施設なのです。そういった大事な施設の名称を取るというのは非常に問題だと思います。

それで、その名称を交流センターとかすると、大体有料になっていくという部分が今までの、近隣はみんなそうですけれども、実際に減免制度というのは、町はありますから、今減免を受けている人たちは、団体

は、そのまま新しい施設になっても、減免制度はずっと同じままで受けられた団体は継続して受けられるというふうに取っていいと思うのですが、その辺についてはどうですか。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課、郷間主幹。

○施設マネジメント課主幹（郷間 成君） お答えさせていただきます。

まず、ご質問いただいた内容の前半部分の利用者についてでございますが、新しい地域交流センターにつきましては、既存の例えば公民館を使われている利用者さんが、その使い方、利用用途としては、既存の使い方が十分可能、できるような使用料になっているところがございますので、そちらについては、問題ないかと思っております。

また、減免制度につきましては、先ほどご説明の中で申し上げさせていただきましたが、当然今までの利用者に加えて、やはり新しい施設になったところで、よりいろいろな方に使っていただくこうところが複合公共施設の狙いの一つでもございますので、そういった利用者の方も不公平感というか、透明性を確保した形で利用できるような形で、今後その減免制度については、検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 先ほど最初の答弁では問題ないと、減免制度のものについては、今まで受けられた団体も問題ないというふうに言って、最後には検討していかなければならないって。実際問題ないのだったら、そのまま続ければいいのであって、課長は、この問題については、今までと変わらないというふうにずっと言い続けてきましたから、最初その言葉があったわけですから、最後にまた検討するというのは、ちょっとおかしいことだと思うのです。その辺、今までの団体は継続して減免団体でいられるという、そういうことでいいのですよね。課長にお伺いします。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課、古山課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） 今まで公民館に関しては、説明会等でも従来の減免制度、こちらに関しては引き続き行っていくという説明をしておりますので、今回のこの新施設に関しても利用に関しては、基本的に使用料というのは減免対象ではない利用者というのがいるわけですから、こちらに関しては使用料は徴収させていただきますけれども、当然登録して、その登録の条件というのは、また別でございますので、その登録条件に合うという方に関しては、減免の制度に関しては引き続き行っていくという考えであります。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 課長は、ずっとそのことを答弁していますので、とても安心なのですが、先ほどの説明は、先ほど問題がないと言って、最後に検討するというのですから、それでもって再度お聞きしたのです。課長の言葉を聞いて安心したのですが、これは備品については、使用料があるわけですが、例えばマイクとか、仮に食器を使っていて、それを破損したときにも、その辺は、今までは破損しても、その代金というのは利用者から徴収しませんでしたから、その辺も今までどおり、今後もそういうことでいいというふうに捉えているのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課、郷間主幹。

○施設マネジメント課主幹（郷間 成君） お答えをさせていただきます。

先ほどの私の回答の中で、前半部分、後半部分と分けたのは、建物については、新しい部屋をたくさん造りましたので、例えば今までの公民館を利用されている方が、例えば部屋が小さくなったとか、少なくなったとか、そういうことで不便を感じるような使われ方はすることはないということで、問題ないというふうに発言させていただいたところでございます。

また、後段部分につきましては、これも説明させていただいたとおり、既存施設の減免ルールなどもございますので、そういうものも考慮しながら、新しい利用者が増えることも想定して、公平で持続可能な仕組みを検討していくということをご説明させていただいたところでございます。

また、今お話のあったとおり備品関係は、今の公民館においても利用料等が設定されているところでございますので、そういったものも含めて、全て同じ回答になってしまって申し訳ないのですが、既存施設の減免ルールなども考慮しながら、新しい館は新しい利用者が入ってくるものですから、皆さんが公平で使えるように今後仕組みを検討していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私が聞きしたのは、今まで例えば藤久保公民会を利用して、講演会とかあったりして、マイクとか、そういう使用料はないのです。減免のところはないのです。無料でやって、今言ったように食器を破損した場合も、その支払いというはないのです。だから、今までの現状の藤久保公民館とか、そういったことの在り方を今後も続けていくということでいいですねということで、聞いているのですけれども。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課、古山課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） その破損をしたのが、どういった状況で破損しているのか、その辺、利用料というか、破損というか、弁償になるのですかね、そういったものは徴収していないということなのかと思うのですけれども、その状況というのが、だからどういった状況で徴収していないかというのは公民館の利用の、その辺をちょっと確認はしなくてはいけませんけれども、今後規則等でも、その辺は詳細に定めていくことにはなると思いますが、例えば故意に壊したとか、そういったもの場合には、それも利用料金をいただかないのかとか、その辺の検討というのは十分していかなくてはならないかなという考えでありますけれども、基本的に今までの使用料の徴収に関しては、引き続き減免規定というのは考慮していかなくてはならないという考えでございます。そういった利用団体の登録だとか、いきなりこの施設ができたから、それもやめますというわけにはいかないと考えていますので、以上です。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ありがとうございます。

お盆とか、湯飲み茶碗とか、公民館なんかに設置されていますから、そういった部分でいって、課長の答弁で少し安心しましたが、最後に、これは何回も聞いていますけれども、もう完成が間近なので、答えていただきたいと思うのですけれども、新しい拠点の施設に対して職員は何名配置して、民間の会社の社員は何名配置するのか、その辺について、おおよそでいいので、何割でもいいです。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課、古山課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） 私のほうから職員の配置何名というのは、ちょっと人事担当のほうで、これから検討する形になるので、私のほうで職員が何名配置されるというのは、ちょっとお答えはできません。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 一番の問題点は、職員が今までどおり配置されないのですよ、人数が。それがPFI方式なのです。民間のところを入れてくるという、かなり民間のところを入れてくるわけだと思うのですけれども、最後に、そのことの回答は、いつ頃分かりそうですか、お伺いします。

○議長（細谷光弘君） 担当課では分からないとおっしゃっているので、ほかの課にお聞きいただければと思うのですが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） まだ決まっていないので答えられないわけだから、決まったらお答えするように…

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 答えられますか。決まっていなかったら、決まっていなくて結構です。

施設マネジメント課、古山課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） 私のほうから、ちょっとその何名配置というのは、ちょっとお答えはできません。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） だから、今は答えられないというのは分かるのです。でも4月以降は、そういったことになると思うのです。ですから、3月には答えられるとか、4月は答えられるとか、大まかには分かるでしょう。そのことを、その期限を教えてくださいたいのです。

○議長（細谷光弘君） 答えられないと言っているのです、この条例の案の中身について聞いていただきたいのですけれども、いいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

光下議員。

○議員（光下重之君） 光下です。説明ありがとうございます。

先ほど来出ていることとの関連なのですけれども、公民館設置条例との関わりなのですけれども、交流センターという名称になりました。では、公民館の設置条例を見ますと、第1条に藤久保公民館、竹間沢公民館、中央公民館、3つの名前と住所が入っていますよね。これはどうするのですか。このままでいくのですか。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課、郷間主幹。

○施設マネジメント課主幹（郷間 成君） お答えさせていただきます。

当然、今回既存施設が複合化する施設でございますので、これに関連する条例のほうで改正が発生するこ

とはございます。その中で定型的に変わるものにつきましては、今後この条例の附則として、例えば住所の変更等は、かかることもございますし、その対象となる条例自体が変わるものは、また別途関連条例のほうの改正があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） 光下議員。

○議員（光下重之君） これは条例の説明の全協のときにも、ちょっと質疑しましたけれども、結局今のところは、公民館と同じような形式で使用料の問題等、公民館と同じような形式で考えられていると思うのですが、結局社会教育施設ではなくなるという、これが非常に大きな境目の話だというふうに思うのです。

だから、先ほど来出ているのですけれども、その質疑の趣旨は、私も分からないわけではないのです。職員がきちっと配置されて、名称は交流センターだけれども、社会教育施設ですつと行くのですというふうな答えだったら、これまでの回答と同じなのです。公民館と図書館と児童福祉施設等は、町の直営で行くというのが、これまでの約束だったわけなのです。これが変わっては困るというふうに思っているものですから、改めてその点を確認させていただきたいなと思うのですけれども。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課、古山課長。

○施設マネジメント課長（古山智志君） こちらの新施設に関しては、従来からもお答えさせていただいているとおり、直営で行っていくと。あくまでも事業者をお願いするのは総合運営という形での、それは事業者に行ってくださいという形ですけれども、あくまでもこちらに関しては職員が配置されて、何名配置されてくるかというのは、私のほうではお答えはできませんけれども、あくまでも直営で行う、今までの運営に関しても職員が配置されて直営で行うということは、これはもう変わっておりません。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 光下議員。

○議員（光下重之君） これだけにしますが、ということは、運営は町ですよ。それで館の、こういう設備等だとか、あるいは改修だとか、館そのものに、つまり管理ですよ。これはPFIで行こうとしているわけですから、これはリンクの会社のどこかがやることになると思うのですけれども、そのように捉えていいですよ。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課、郷間主幹。

○施設マネジメント課主幹（郷間 成君） お答えさせていただきます。

古山より回答させていただきましたが、基本的に館の運営は、これは直営でやることを今想定しております。建物としての維持管理、これにつきましては、今回PFI事業の中に含まれておりますので、例えば補修であるとか、修繕であるとか、そういうものというのは、これは民間企業というか、事業者のほうで実施をしていただく形となっております。

また、運營業務につきましては、総合案内窓口でございますとか、施設利用の受付、鍵の貸出しとか、そういうものも今回PFI事業の中に含まれておりますので、それは事業者が実施する形になりますが、あくまで館の運営としては、例えば方針を決めることとか、そういうものは、あくまで町の直営ということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

中身ではなくて、ちょっと資料についてなのですけれども、素案のほうで、第3条、ちょっとマニアックな話になってしまうかもしれないのですが、(1)から(3)まで施設名があって、これはもともとの書類でリンクを貼っていますよね、ファイルのほうに。それが残っているのですよ、今も。IPアドレスが出ているの、リンクに。モアノートだと分からないのですけれども、ここからダウンロードして、自分の見ているやつだと出てしまうのです。そこら辺のセキュリティ関係の管理はしっかりしないと、IPアドレスは出ていますよ、これは。

それが出ているから、どうだということはないのですけれども、例えば(1)で三芳町児童館の設置及び管理というところで、ファイルのほうにリンクが飛ぶのです。そこら辺は、しっかり管理、それこそ管理しないといけないと思うので、あとこのままにするよりは、リンクを削除して掲載し直したほうがいいと思うので、その点しっかりしていただきたいと思うのですが、どうですか。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課、郷間主幹。

○施設マネジメント課主幹（郷間 成君） ちょっとモアノートの資料では、今ちょっと現在確認できませんが、確認して修正をしたいと思います。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

桃園副議長。

○副議長（桃園典子君） 桃園です。

スケジュールのところ少し1点だけ教えていただきたいです。これが計画開始日、供用開始計画日が令和8年9月1日で、先ほどのご説明でいくと、その前から予約というお話がありました。その予約とか、説明会とか、そういうことがあるのかなというふうに想像するのですが、その辺、大まかにどういうスケジュールで考えておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課、郷間主幹。

○施設マネジメント課主幹（郷間 成君） お答えをさせていただきます。

予約開始日につきましては、今機構の話等で出ましたが、新しくこの館のための課ができますので、そこにおいて検討して詳細な日付は決めますが、やはり今1か月前とか、2か月前とか、予約開始しているので、それより前には当然館の使用の説明会はやらなくてはいけないと思いますので、そうすると開館が今9月1日ですので、来年の夏前には説明会を1回開催しようというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。説明ありがとうございます。

地域交流センターという名称にこっちがなっている、今、運営も直営だしというお話があって、減免制度も変わらないと。いろいろ話があった中で、なぜ名前を変えることにしたのか、その経緯をお願いします。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課、郷間主幹。

○施設マネジメント課主幹（郷間 成君） お答えをさせていただきます。

経緯というか、これにつきましては、やはりこの新しい施設を造るに当たって、既存の公民館の利用者さん、こちらのほうの今までの使われていたことは十分大切にしながらも、やはり新しい利用者の方を取り込みたいというふうを考えておまして、今まで個人の方の利用とか、そういうところの使いづらいところなんかもあるというのもありましたので、よりいろいろな方に使っていただきたいというところを考えまして、今回地域交流センターという公の施設ということで、新たな名称の設定をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） そうすると、今新しい利用者ということをお話しされましたけれども、公民館では使えなかった方とか、それから何か販売とか、そういった方も使えるようにということで、交流センターというふうに名称を変えるということなのですか。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課、郷間主幹。

○施設マネジメント課主幹（郷間 成君） お答えさせていただきます。

今、議員おっしゃったとおり、やはり例えば講演目的の中でも、例えば利用料を徴収してやるような講演であるとか、そういうものって、なかなかできなかったところもございまして、文化会館ですと、そういうことが可能だということもございまして、そういったところでは、文化会館のような使い方もできるような形も含めて、今回利用の幅を広げるということで、地域交流センターというものを設定したところでございます。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

1つだけ。予約システムの件で、先ほどお話がありましたけれども、予約システムの方法が変わりましたよね。3か月前から予約ができるということになったのですけれども、藤久保公民館が終了して、新システムになった9月供用なので、前倒して夏に説明会があるということだったので、それはまだ決定、3か月前からはできないということですよ。

○議長（細谷光弘君） 施設マネジメント課、郷間主幹。

○施設マネジメント課主幹（郷間 成君） お答えさせていただきます。

新しい拠点施設の利用施設予約につきましても、今導入した三芳町の新しい施設の予約システム、こちらのほうの導入をする方向で今検討してございますので、当然そのルールにのっとった形で、間に合うような形で説明会のほうを開催しようと思っております。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） ほかにございか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） では、質問については、これで終わらせていただきますが、先ほどパブコメという

話があったのですが、パブコメはいつからいつまでやる予定ですか。

施設マネジメント課、郷間主幹。

○施設マネジメント課主幹（郷間 成君） 詳細のほうは、まだ決めてございませんが、本日も説明させていただきますので、これから手続に移りまして、12月中にはパブリックコメントを開始したいと思っております。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） 何月中ですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 2月……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 12月……

○施設マネジメント課主幹（郷間 成君） パブリックコメントの手続につきましては、12月から1月にかけて実施したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） 日にちについては、まだ決まっていないということよろしいでしょうか。

施設マネジメント課、郷間主幹。

○施設マネジメント課主幹（郷間 成君） 日にちにつきましては、まだ現在決めたものはございません。

以上でございます。

○議長（細谷光弘君） この件に関しましても議員の皆さんは、意見を出したい方はいらっしゃいますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） ちょっと期限が分からないと、いつまでって、こちらもまとめられないのですけれども……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） では、決まったら議会事務局のほうにお知らせしていただきまして、また先ほどと同じなのですが、1月のいつまでか、ちょっとまだ日にも分かっていないので、それまでに各会派、または個人の方でまとめていただいて、担当課のほうに出ささせていただきたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、この件につきましては、閉じさせていただきたいと思ひます。本日は、ご説明ありがとうございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 暫時休憩いたします。

（午前11時51分）

○議長（細谷光弘君） 再開いたします。

（午前11時52分）

○議長（細谷光弘君） それでは、1時間経過いたしましたので、ここでお昼休憩を取りたいと思います。
(午前 11時52分)

○議長（細谷光弘君） それでは、再開いたします。
(午後 1時10分)

◎意見書の調整について

○議長（細谷光弘君） 休憩前に引き続きまして、協議事項に入らせていただきます。

協議事項の4番の意見書の調整についてですが、2本、今回は出ておりますが、2本とも本名議員ということで、まず最初にリフト付き大型バス「あおぞら号」の存続を求める意見書（案）について本名議員から説明をお願いしたいと思います。

○議員（本名 洋君） 本名です。

リフト付き大型バス「あおぞら号」の存続を求める意見書（案）ということで、説明としては、ごくシンプルなのですけれども、県が保有しているリフト付き大型バス、つまりリフト付きということは、要するに車椅子の方も、そのまま利用できる、バスに乗れるということでありまして、その県が持っているあおぞら号の運行が今年度限りで終了するというので、県が発表しました。

しかし、このバスは、もう50年以上、52年ですか、障害者の外出支援のために県が持って、障害者をはじめとする皆さんに利用していただいていたバスであります。これは大変人気があって、毎回抽せんという、そういうバスなのですけれども、これを今年度限り廃止すると、そうすると障害者の皆さんですから、決してそんな裕福な方ばかりではないだろうし、やはり障害者の方たち、外出するのが、やはりハードルが結構高い部分がありまして、そういう人たちは喜んで利用していた。これを来年度以降も存続させていただきたいという、そういう趣旨であります。

もし存続が難しいのであれば、利用者の方たちに負担、不便がないような代替策を講じていただきたいという、そういう内容であります。

以上です。

ごめんなさい。それと、付け加えて申し上げますと、この件については、もちろん利用者団体の方、主に障害者団体の方たちから要望も出ていますし、県議会のほうでも、何人もの県議の方も一般質問を行って、存続、あるいはそれに代わる代替策などを求めて質問もしております。そういうことで、ぜひ三芳町議会からも、県のほうに意見書として上げていただきたいという、そういう趣旨であります。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ありがとうございます。

今ご説明がありました意見書案につきまして、何かこういったところを変えたら賛成したいとか、質問等ございますでしょうか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。ありがとうございます。

質問です。判断するための質問だと思ってください。県が廃止を決めた理由というのを、しっかりアナウ

ンスしていると思うのですが、その辺についてお分かりであれば、ここで発表してください。

○議長（細谷光弘君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

一応県のほうの廃止の理由としては、意見書のほうにも、案のほうにも書いてありますけれども、バス運転手の不足やユニバーサルツーリズムの普及を、その理由というふうにしております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

バス運転手の不足は、もう本当にいろいろなところであるのかなと思うのですが、このユニバーサルツーリズムの普及ということで、民間のバス業者におけるユニバーサルツーリズムが普及されてきているということと捉えてよろしいですか。

○議長（細谷光弘君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

県のほうは、そういうふうにおっしゃっているのですけれども、ただ私も一応調べてはみたのですけれども、なかなか普及しているとまでは言えないかなというふうに思います。普及しているとしても、そのユニバーサルツーリズムを利用するに当たっては、当然民間業者が、旅行業者が主にやっているわけですから、費用も負担も当然発生するということであります。

なので、やはりこの意見書案のほうにも書いてありますけれども、リフト付きのバスは普通のバスの1.5倍の費用がかかる。そもそもバス、今あおぞら号はバスの利用料って県が負担しているわけです。利用者が負担しているわけではないのです。その旅行先の、例えば入場料であるとか、高速代とか、それから運転手さんの食事代とか、そういう部分は利用者が負担しておりますけれども、バスそのものは県の保有で、県が業者に委託して運営しているという、そういう状況なので、ユニバーサルツーリズムが普及しているとしても、それを利用するに当たっては、それ相応の費用がかかるということです。

以上です。

○議長（細谷光弘君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 今、ニュースで、ちょっと出ていたのですけれども、1973年から52年間にわたって運行は続けられていて、現在は6台目、それでもしこの後続けるようだと、やはりバスの購入、あと運転手の確保等が必要になってくる中で、予算もたくさんかかってくるのかなというふうには思うのですが、それだったら、この記のところに、あおぞら号の運行の継続が、2か、仮に存続できないのであれば、利用者の負担、不便が生じない形ということで、民間がやることを邪魔するのは、公的なところはよくないと思いますので、そこに補助金を出すとか、利用料を助成してあげるとか、そういうことで、これは乗り越えられることではないかなというふうに思うのですが、バスを抱えるって、この自治体もそうですけれども、三芳町もそうでしたけれども、バスを1台抱えていくというのは、やはりメンテナンス、それから運転手、どれだけのお金がかかるか分かりませんので、その分を使われる方々にしっかりと助成していくという形にしたほうがいいのかというふうに、私は県会議員ではないので、分かりませんが、そんなふうにとちょっと感じたところですが、いかがですか。

○議長（細谷光弘君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

実は昨日、県議会を傍聴してきました。先ほど何人かの県議会議員も質問しているというふうにお話しさせていただきましたけれども、昨日は日本共産党の一般質問だったのですけれども、その中の答弁の中で、利用者団体の方とも県も協議していると、お話を伺っているという中で、やはり利用者からは存続を求めていると。存続ができないのであれば、それに代わる代替策を講じてほしいと、そういうふうな質問でありました。まさにここに書いてある記のとおりだと思うのですけれども、ですからただ存続しろということではなく、存続できないのであればということでも書かせていただいたので、そういうことで理解していただきたいと思います。

○議長（細谷光弘君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 今いろいろお話を伺いながら、県が決めることではあるのかなということで、三芳町の住民、また障害者団体の中で、これを利用しているから、存続するように言ってというような、意見書を出してというようなお話があったのであれば、それはそれで本名議員がそこをとらまえて出されるのはいいのですけれども、これは県のことですので、できれば、この2だけというのですか、利用者がこれまでと同じように民間のバスを使ってでも利用ができるようにというような形にされたほうが、私自身は賛成しやすいかなというふうに思いましたが、いかがですか。

○議長（細谷光弘君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

そうすると、意見書のタイトル自体が変わってしまうことにはなると思うのですけれども、やはりこれは利用者からの私も直接声を聞いて作った意見書なので、その部分は、ちょっと譲れないかなということで、賛同していただくためにというか、現実的な方策ということで、2を加えさせていただいたということです。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

ちょっとお聞きしたいのが、ほかの動き、先ほど利用者団体のほうから要望書みたいなのが上がっているみたいなお話があったのですけれども、他議会の様子というのは、ご存じですか。

○議長（細谷光弘君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

他議会の様子までは聞いていないのですけれども、私の知る限りでは、議会での動きはないです。ないですが、利用者団体からは、様々幾つもの団体から声は上がっていて、県議会のほうにも請願も出されております。そういう状況です。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） なければ、この件については閉じさせていただきます。

続きまして、2個目なのですが、最高裁判決を踏まえた全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復

措置を求める意見書（案）につきまして、本名議員から説明をお願いしたいと思います。

○議員（本名 洋君） 本名です。

すみません。本当はもっと意見書を出したいのですけれども、さすがに2件が限界だなというところで、すみません。もう一件提案させていただきます。

生活保護費については、2013年から2015年にかけて平均6.5%から最大10%を引き下げられました。それについては、これは憲法第25条とか、生活保護法などに違反しているということで、生活保護費の受給者の皆さんが裁判に、全国たしか27都道府県でしたか、裁判が起こされ、裁判ですから、地裁、高裁で、6月27日最高裁の判決が出されました。

それについては、生活保護費の引下げは違法であるということで、そういう裁判の判断が下ったわけですが、しかしそこで素直に被害補償していただければいいのですけれども、ここで先日、高市首相は国会で謝罪しましたが、厚生労働省がその非を認めず、また改めて2.49%の再減額を決めたという、そういう方針が出されました。

これに対して、やはり裁判を闘った人たち、裁判に加わってなくても生活保護者の方々から、またこれは弁護士の皆さんたちも言っているのですけれども、1度裁判の判決が出たのに、また再度同じことを繰り返すのかと、問題の蒸し返しではないかということで、異議が唱えられております。

裁判をやることにおいて、それだけでも長い年月がかかっているわけです。その中で原告の方たちも、既に2割以上の方がお亡くなりになっているという。さらに、今日の物価高騰とか、そういう状況の中で、一刻も早い補償を行ってほしいという、そういう内容であります。

記として、全ての生活保護受給者に減額分を遡及して支給すること、先ほど申した厚生労働省の方針ですと、原告と非原告の人たちに差を設けて補償しようということなのですから、そうではなく、全ての生活保護者へということなんです。

それから、このようなことは二度とないように生活保護行政について検証し、再発防止に努めること、それから生活扶助基準は、これは様々な政策に影響します。例えば就学援助であるとか、国保とか、介護とかの社会保障関係の減免ですね、影響する制度は47あるそうなのですけれども、そういった生活扶助基準と連動する制度への影響を調査して被害回復措置を講じてほしいという、そういう内容であります。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ありがとうございます。

ただいまの意見書についてご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 特になしということなので、この2番目の意見書の調整については終了させていただきます。

それでは、以上で協議事項は終了いたしました。

◎総務常任委員会

○議長（細谷光弘君） 4番の報告事項に移りたいと思いますが、まず1番の総務常任委員会ということで、委員長、お願いします。

○総務常任委員長（久保健二君） 皆様、お疲れさまです。総務常任委員会から、まずはお礼に関しての報告の時間を与えていただきましたので、先日12月4日の日なのですけれども、一般質問終了後に今回初めて抜き打ちというか、皆さんにお知らせすることをせずに避難訓練のほうを実施させていただきました。

私、個人的に、この後、今日、全員協議会が終わってから、また委員会のほうがあるので、そこで検証したいとは思っておりますけれども、私自身感じた印象といたしましては、緊張感を持って、また委員会から出された、2列に並んでの避難だとかというところで、いつもより締まった避難訓練を行うことができたのかなというふうに思っております。この後、また委員の皆さんから出された意見を基に検証して、また進行表のほうも修正の必要があれば、また修正した後に、皆さんのほうにご報告させていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（細谷光弘君） ありがとうございます。

この件につきましてご質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） それでは、1番の報告については終了させていただきます。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（細谷光弘君） それでは、2番の議会広報広聴常任委員会のほうで、委員長、お願いします。

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） それでは、議会広報広聴常任委員会から報告です。

モアノートで、最近覚えましたので、資料を載せてあります。こちらの資料につきましてなのですが、4点あります、大きくですね。

まず最初、議会だよりについてということで、原稿の提出期限なのですけれども、お願いです。12月18日、本来ですと17時までなのですけれども、日程の関係上、13時までに繰り上げていただければということで、皆さんのご協力をお願いしたいということになります。

ちなみに、なぜこうなのかというと、今年の12月定例会が、閉会が12月の第3週にかかってしまって、そこから期限を考えると、年内で編集作業が難しいということで、少しでも早く業者のほうにも投げかけていきたいというところで、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。18日木曜日の13時までに議会事務局のほうへの提出をお願いいたします。全部終わってから質問のほうがいいですか、それとも1個1個。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議会広報広聴常任委員長（菊地浩二君） 全部終わってからでもいいですか。ちなみに今回いろいろ報告事項があるので、口で言うよりは、ちゃんと文字にしたほうが良いと思ひまして載せてあります。

続いての報告なのですけれども、令和8年度の議会報告会についてということで、昨日の委員会で協議をいたしました。

日時及び開催事項が令和8年5月8日金曜日18時から竹間沢公民館、5月9日土曜日14時から藤久保公民館、10日日曜日14時から中央公民館ということで決まりました。なぜこの日程になったかということ、実は5月9日土曜日が子どもフェスティバルが予定されています。10日が予備日になっているのですが、なるべくこういった町の行事と重ならないようにということと、参加者のアンケートから、なるべく多くの時間帯等

で開催してほしいという要望等もありましたので、平日の夜と土、日、これは午後になってしまうのですが、子どもフェスティバルに絡まないように、1週ずらしてというのも考えたのですが、1週ずらすと6月定例会の開会が迫ってくるので、この日がいいのではないかとということで決まっております。決まったのは、この日程と時間、場所だけですので、班編成とか、その他運営方法は今後協議していきたいというふうに考えております。

それと、広報の所管事務調査なのですが、まだちょっと視察先が1件決まっていないのですが、1月28日、29日を予定しています。議会報告会、意見交換会、議会だより等を中心に、住民との関わり方の手法を学んでいきたいと思っております。ご承知おきいただきたいと思います。

最後、その他なのですが、こちらにつきましては、アンケートがあります。ふれあい座談会のアンケートがありますので、たくさんいただいております。こちら目を通していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、日頃から、議会広報からポスターの掲示をお願いしております。ご協力をありがとうございます。

12月定例会は15日で閉会予定ですので、閉会後はなるべく早めに、掲示板によっては、もうびっしり詰まっているところもありますので、終わったものは順に撤去をしなければと思っておりますので、撤去のほうをお願いしたいと思います。

また、次回は3月定例会のポスターなのですが、こちらにつきましては、2月頃にまた皆さんにお願いすることになりますので、併せてご協力をお願いいたします。

以上となりますので、質問があれば。

○議長（細谷光弘君） ありがとうございます。

今の4点につきまして何か質問がある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） それでは、2番の議会広報広聴常任委員会の報告については終わらせていただきます。

◎議会運営委員会

○議長（細谷光弘君） 続きまして、3番の議会運営委員会の報告ということで、林委員長、お願いします。

○議会運営委員長（林 善美君） 林です。議会運営委員会からは、議場のモニターを設置した件について報告させていただきます。

皆様、今回一般質問でご使用いただきまして、使っていただいた感想などがあるかと思いますが、次の議会運営委員会で協議したいと思っておりますので、会派の方は会派の中で委員に伝えていただき、無会派の方は事務局に感想を伝えていただくと次回の委員会で協議できるかと思っております。

資料の提出について、通告書と同じ2日目の5時までという提出期限で皆さんも提出していただきました。前回、初めて議会運営委員会の中で資料についてのチェックを行ったのですが、その中でいろいろな課題があったのですが、1つ決定したことが、載せる資料については、載せる相手方の自治体、自治体から資料をいただいたときには必ず自治体から許可をいただいたものを時間内に載せていただくということは決定しました。どうしても許可取りに時間がかかるものがある場合については、少し時間の猶予を持って、委

員会で協議するときまでには必ず許可を取っていただくということで決定させていただきました。

また、資料内の著作権や資料内に自分の意見を入れるかどうかなど、まだこれから早急に協議しなければいけないことがありますので、また決まり次第ご報告させていただきたいと思います。

○議長（細谷光弘君） ありがとうございます。

この件につきまして、何かございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

僕は、ただ普通に資料として出したのですけれども、ほかの方は承諾済みとか、いろいろ書いてあったのですけれども、それはあったほうがいいですか。僕は何にも書かないで、ただ資料で上げているのですけれども、承諾済みですよということを何かで書いたほうがいいのか。取りあえず言われていなかったのも、そのまま出したのですけれども。

○議会運営委員長（林 善美君） ご自身で確認していただいて、そこまでは求めてはいないです。あくまで確認を取ったものを載せていただくということなので。

〔「暫時休憩してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時36分）

○議長（細谷光弘君） 再開いたします。

（午後 1時41分）

○議長（細谷光弘君） 林委員長。

○議会運営委員長（林 善美君） あともう一点、今いろいろな著作権などに関して、私たちも学ばなければいけないことがありますので、以前ご提案いただきました研修を、やはり早い段階でやりたいというふうに考えています。

その研修の時期が、6月から本格運用するので、補正予算は間に合わないとか、当初予算で予算を取っていただくとか、またこれから早急に議会運営委員会のほうで協議していきたいと思っています。

○議長（細谷光弘君） すみません。

今の著作権の研修の話なのですが、その他で言おうと思ったのですが、議運では、そういったのをやったほうがいいのかというお話だったのですが、一般質問なので、皆様に関係することなので、全員で、誰か講師の方を呼んで、その著作権の関係の勉強会をやったらどうだというようなお話なのですが、それについて皆さん賛同していただけるかというのをまず聞いたほうがいいのか。どうでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（細谷光弘君） 特に反対の人はいないですかね。その中で、今お話があった予算の話を事務局長、ちょっとお話をしたのですが、6月の正式運用ということになっておりますので、6月までには当然やらなくてはならないという中で、本年度中にやるか、来年度4月ぐらいにやるかという話なのですが、来年度の4月で予算が取れるかどうかというのも確実ではないわけなのですが、一応何か余っているお金があって、

流用して可能性があるという話で、では事務局のほうからどうぞ。

○事務局長（小林豊明君） 今、議長からありました予算の関係なのですけれども、議会運営委員会のほうで、補正ですとか、当初予算、いろいろお話をいただいた中で、今ちょっと議長のほうから当初予算に組み込んだ場合、本当に4月中にやるぐらいなスケジュールになると思うのです。予算も取れるかどうか分からない状況の中で、でも皆さん、今この中で研修したほうがいいたろうというお話も含めて、今年度、実は議会運営費の委託料、バスの委託料ですね、それが今回議会運営会は近かったので、予算的には多少残が残っている状況なので、委託料から謝礼のほうに流用というのであれば、今年度中に講師と日程が決まれば、今年度中に開催のほうはできる可能性があるということ、ちょっと今、予算的な面ではお伝えさせていただきます。

○議長（細谷光弘君） 今、事務局長からお話があったとおり、今年度やれる可能性はあるのですが、何にしても県のほうで探したけれども、こちらに対応する人が、まだ見つかっていないという部分と、またほかの形で、今、探しているのですけれども、そちらで講師の方、適当な方が見つければ、本年度中にやれないことはないのですが、見つからなければ当然できないのですけれども、皆さん、どうでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

できれば予算化していただいて、その中で、こういうことをやるということで、そうすれば、先ほど言ったように4月とか、5月でもいいのかなというふうに思います。やはりどこも3月議会とか忙しいし、やはり講師の都合も今お話があるということなので、今から講師を探せば十分間に合うかなと思うので。

○議長（細谷光弘君） ほかにどうでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 再開しています。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

個人的な話なのですけれども、自分は一日でも早くやったほうが良いと思うので、今年度できるなら今年度やったほうが良いと思います。

○議長（細谷光弘君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（細谷光弘君） 一応3月議会にも関係してくるので、早くできれば、そのほうが良いかなとは思っているのですけれども、それも例えば2月中に決まったとしても、その講師が見つかるかも分からないので、そこら辺については、あくまでもそういう方向でやってみて、駄目なら次年度にという形になるか、最初から今年度はもういいやというので、来年度にするか、2つに1つだと思うのですけれども、皆さんとしては、どうですか。3月議会にも、また資料として出す方は出すようだと思うので。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（細谷光弘君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時47分）

○議長（細谷光弘君） 再開いたします。

（午後 1時48分）

○議長（細谷光弘君） ただいまの著作権の講習につきましては、一応正副と事務局のほうで、できるだけ早急に開催できるように努力いたしまして、2月中が駄目でしたら、またその後ということで開催したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、報告事項については、これで閉じさせていただきます。

◎その他

○議長（細谷光弘君） 5番のその他に移らせていただきます。

その他何かございますか。皆さん、大丈夫ですか。事務局、大丈夫ですか。

〔発言する者なし〕

○議長（細谷光弘君） それでは、以上で全員協議会のほうを終了させていただきます。全ての議題が終わりましたので、事務局にマイクを返させていただきます。

◎閉会の宣告

○事務局長（小林豊明君） 大変お疲れさまでございました。

閉会につきまして、桃園副議長、よろしくお願ひいたします。

○副議長（桃園典子君） 皆さん、長時間にわたってご協議いただきまして、大変にありがとうございました。

今回に関しましては、福祉課からご説明をいただいた、福祉計画に関する資料の正誤表を本日中に事務局に提示してくださるということですので、データなのか、紙なのか、どちらなのかまでは、あの場では確認しておりませんが、本日中に届くようになっておりますので、確認をお願いいたします。

それに伴いまして、パブコメの提出に関しましては、議会としてパブコメに提出はしない代わりに、できるだけ反映できるようにということで、意見を早めにお出しになっていただける会派及び個人の方は12月15日の夕方まで事務局をお願いいたします。それ以外でお出しになる方は、パブコメの時期に合わせて会派、個人の取りまとめを事務局で行って提出をいたします。期限は1月15日までとなっております。よろしくお願いいたします。

施設マネジメント課も同様にパブコメが行われるようですが、12月中にスタートですが、期日が未定ということで、これは追って日程を事務局にご連絡をいただくことになっておりますので、分かり次第、皆様のほうにお知らせをさせていただきます。

最後に、著作権に関する講習、学びの場としましては、年度内に実施できるように事務局と正副とで様々講師に当たることも含めて進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上で本日の協議を終了いたします。大変にお疲れさまでした。ありがとうございます。

（午後 1時51分）